

# 令和7年度 山江村地域防災計画 修正の概要

## 主な修正項目

### 1. 山江村地域防災計画 令和6年度修正案の概要

#### (1) 防災基本計画の修正(R6年6月)の反映

- ・避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

#### (2) 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ・応援職員受入の円滑化
- ・避難所運営

### 2. 防災基本計画の修正(R6年6月)の反映

- ・避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

(第2章-第10節:避難収用計画) 資料2:P19～

村は、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

### 3. 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

- ・応援職員受入の円滑化

(第2章-第13節:受援計画) 資料2:P22～

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

- ・避難所運営

(第2章-第10節:避難収用計画) 資料2:P17～

指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。

村は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。